

大垣市景観計画を一部改訂しました

大垣城周辺の情景区域 城郭・武家屋敷景観形成重点地域



大垣市のシンボルである大垣城は、令和4年度に本市の景観重要建造物第1号に指定されました。しかし、天守を見ることができる場所が限られているため、多くの方から、城をもっとよく見えるようにとの声が上がっています。

今回の一部改定は、景観重要建造物の指定を契機に、大垣城周辺の景観保全のための規制・誘導方針を定め、中心市街地において、大垣城を核とした風格ある景観づくりを進めていくことを目的としています。

目次

景観計画区域	1
大垣城周辺の情景区域	3
景観形成重点地域	7

景観計画区域

5つの区域区分

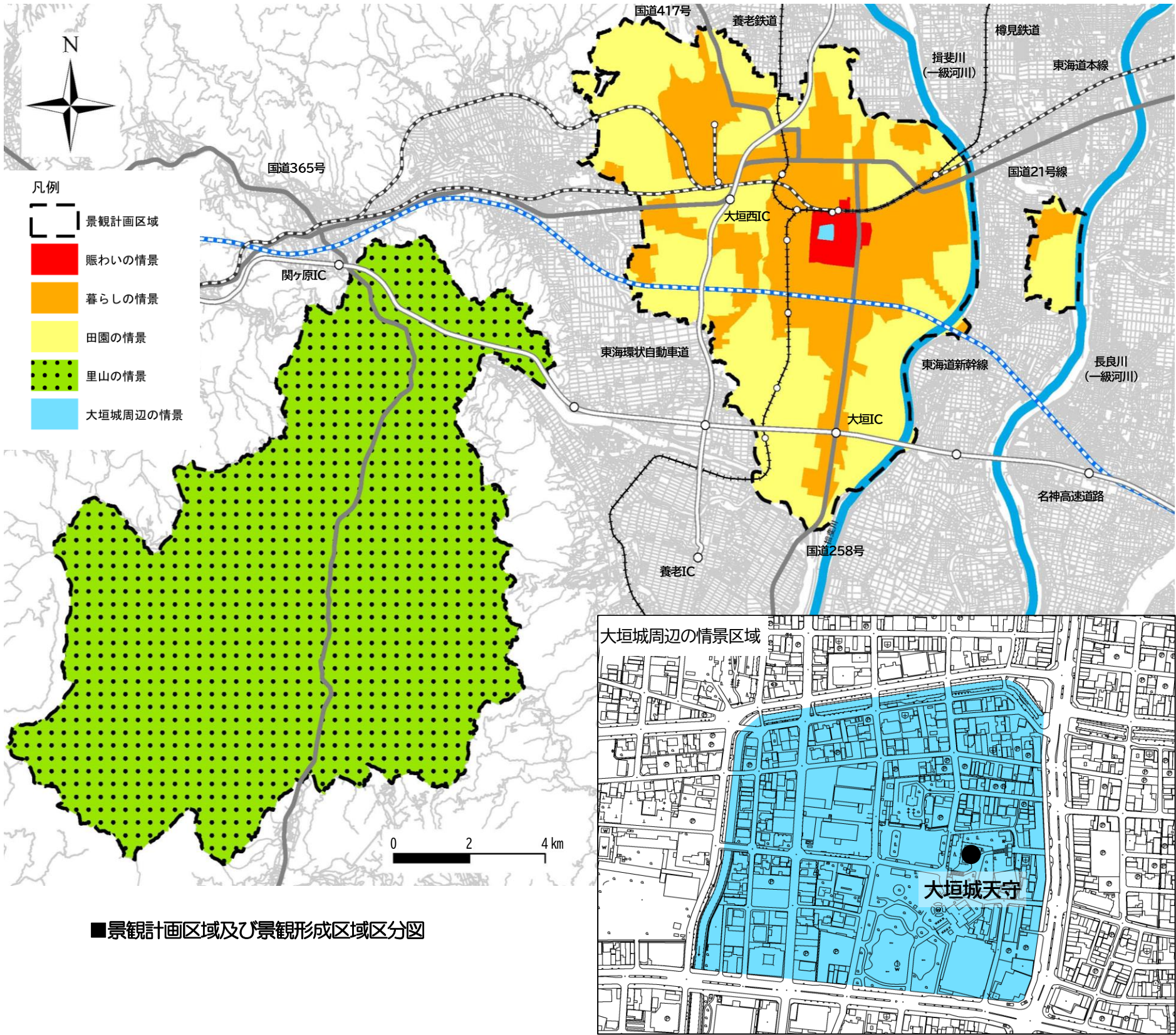
大垣市景観計画では、市全体の良好な景観の形成を図り、大垣らしい魅力あるまちづくりを推進する必要があることから、景観計画に定める景観区域は市内全域としています。

また、景観形成を地域の特性に応じで行うため、これまで4つの区域区分を設定してきましたが、あらたに「大垣城周辺の情景区域」を加え、5つの区域区分とします。

New

大垣城周辺の情景区域

- 大垣城と城下町のイメージを高める 景観を形成していきます。
- 大垣市において重要な歴史的シンボルである大垣城天守の眺望景観を 保全していきます。
- 大垣城を取り巻く景観は、天守を 視対象としたときの眺望、天守展望室からの眺望に分け、保全していきます。



■景観計画区域及び景観形成区域区分図

賑わいの情景区域

- 中心市街地にみられる歴史資源の保全活用による、大垣らしさの感じられる景観形成
- 大垣駅周辺の再整備等の推進による、風格のある景観形成
- 商店街の活性化や建築物等の修景等による、賑わいのある通りの形成

暮らしの情景区域

- 建築物等への配慮と緑化による住宅景観形成
- 隣接した住宅地に配慮した産業景観形成
- 産業都市大垣らしさを感じさせる建造物の保全

田園の情景区域

- 大垣と水との関わりを示す水屋等の輪中景観の保全
- 集落内の寺社林等の保全と建築物等へ配慮によるイメージ維持
- 地域住民全体での農地の多面的機能の理解による機能や景観の保全

里山の情景区域

- 建築物等への配慮による里山集落としてのイメージ維持
- 森林の適正管理による緑景観の保全
- 地域住民全体での農地の荒廃防止による里山景観の保全

大垣城周辺の情景区域

眺望景觀の種類

大垣城は、大垣市の重要な歴史的シンボルの一つであり、景観重要建造物に指定されています。

現在は、天守を望める視点場が限られているため、今ある眺望景觀を保全しつつ、周辺の将来計画を見据えた新たな眺望景觀の創出を図り、より城下町らしい景観形成を推進していきます。

大垣城天守を視対象としたときの景観

○絵姿景観

景観重要建造物である天守の全景が眺望できる最重要視点場から、天守そのものが象徴的な絵姿として眺望できる景観

○背景景観

重要視点場から天守を見たときに、天守とその両側約30mを含む範囲の背後の景観

○見通しの景観

視点場から天守を見たときに、視点場と天守を結んだ範囲内の景観

大垣城天守展望室からの眺望

○パノラマ景観

天守展望室からの眺望において、近景や遠方の山並みを眺望する景観

※視 点 場：景観を眺めるときの特定の場所のこと

※眺望景觀：ある視点場から視対象を眺望したとき視覚で捉えられる景観のこと

※視 対 象：視点場から眺められる対象物のこと

※絵 姿：天守の全景が絵に描いたように見える姿として定義します。

視点場の整理

城西広場

距離：約70m

天守及び櫓が視認できる



興文橋

距離：約300m

公園樹木の隙間から天守の一部が視認できる



市役所北交差点

距離：約300m

大垣公園外周の樹木の奥に天守の屋根の一部が視認できる



大垣城東側交差点

距離：約100m

建物の間から天守と東門（内柳門を移築）をセットで視認できる



大垣城天守入口南側

距離：約10m

天守及び多門櫓が視認できる



大垣城ホール付近

距離：約190m

大垣城ホール脇の駐車場からは公園樹木の奥に天守の屋根の一部が視認できる



大垣城周辺の情景区域

景観の保全

絵姿景観

大垣城天守入口南側付近からの視点は、天守を眺望する最重要視点場とします。
この視点場からの眺望は、城内の展示室にも展示されている焼失前の旧天守の写真にもあるように、馴染み深い絵姿です。
かつての天守を偲ぶ眺望を次代へと継承するため、天守を取り巻く象徴的な景色・景観を保全していきます。



背景景観

「城西広場」「大垣城東側交差点」からの視点は、天守及び櫓や門を眺望する重要視点場とします。
この視点場からの眺望では、大垣城の風格をより際立たせるため、天守の背後にある景観を保全していきます。



見通しの景観

「大垣城ホール付近」「市役所北交差点」「興文橋」は、周辺建築物等の間から天守を眺望することができる視点場とします。
この視点場から見える天守への眺望を見通しの景観とします。見通しの景観では、公園整備等による新たな眺望景観の創出も踏まえ、視点場から天守を見たときに、視点場と天守を結んだ範囲内の景観の保全を図っていきます。



パノラマ景観

天守展望室からは市街地や山並み、史跡のある方角が望めますが、周辺建築物の高さや色彩等が眺望を阻害する可能性があるため、適切に誘導しながらパノラマ景観の保全に努めていきます。

特に、西側の関ヶ原方面のスカイラインや、東側の大垣別院越しの金華山（岐阜城）の眺望を保全していきます。また、展望室から全方位に近景として見える範囲についても、眺望景観を保全していきます。



景観形成重点地域

城郭・武家屋敷景観形成重点地域

景観形成重点地域とは？

良好な景観の創出が特に求められる地域を指定し、その特性に応じた独自の景観形成基準を設け、行政・住民・事業者が連携して景観づくりを進める地域のこと。

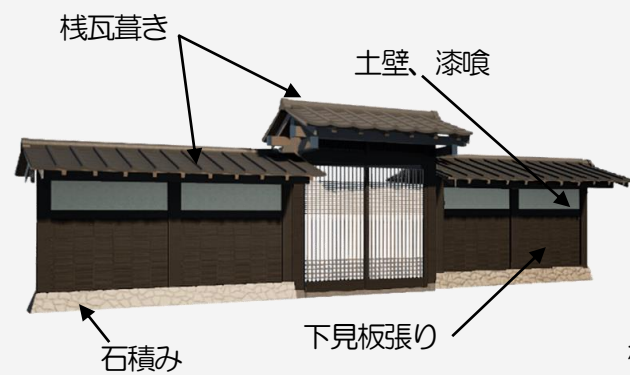
指定

城郭・武家屋敷景観形成重点地域 (令和7年6月1日施行)

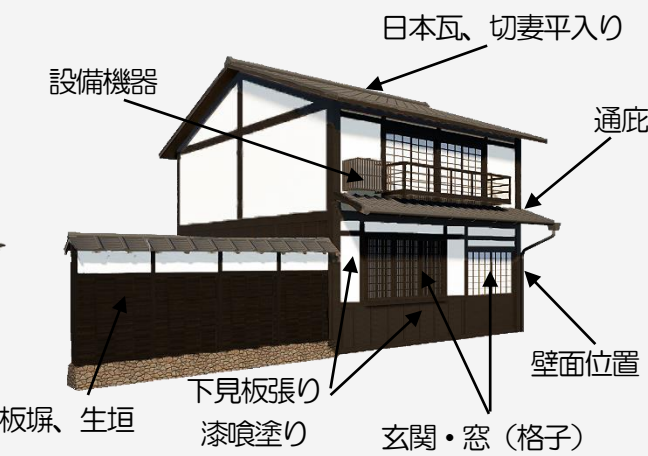
New

- ・城下町の中心であった大垣城の眺望景観を保全します。
- ・建築物や工作物等の形態意匠等を誘導し、城下町に相応しい景観形成を進めます。

■修景イメージイラスト (城郭・武家屋敷の外構)



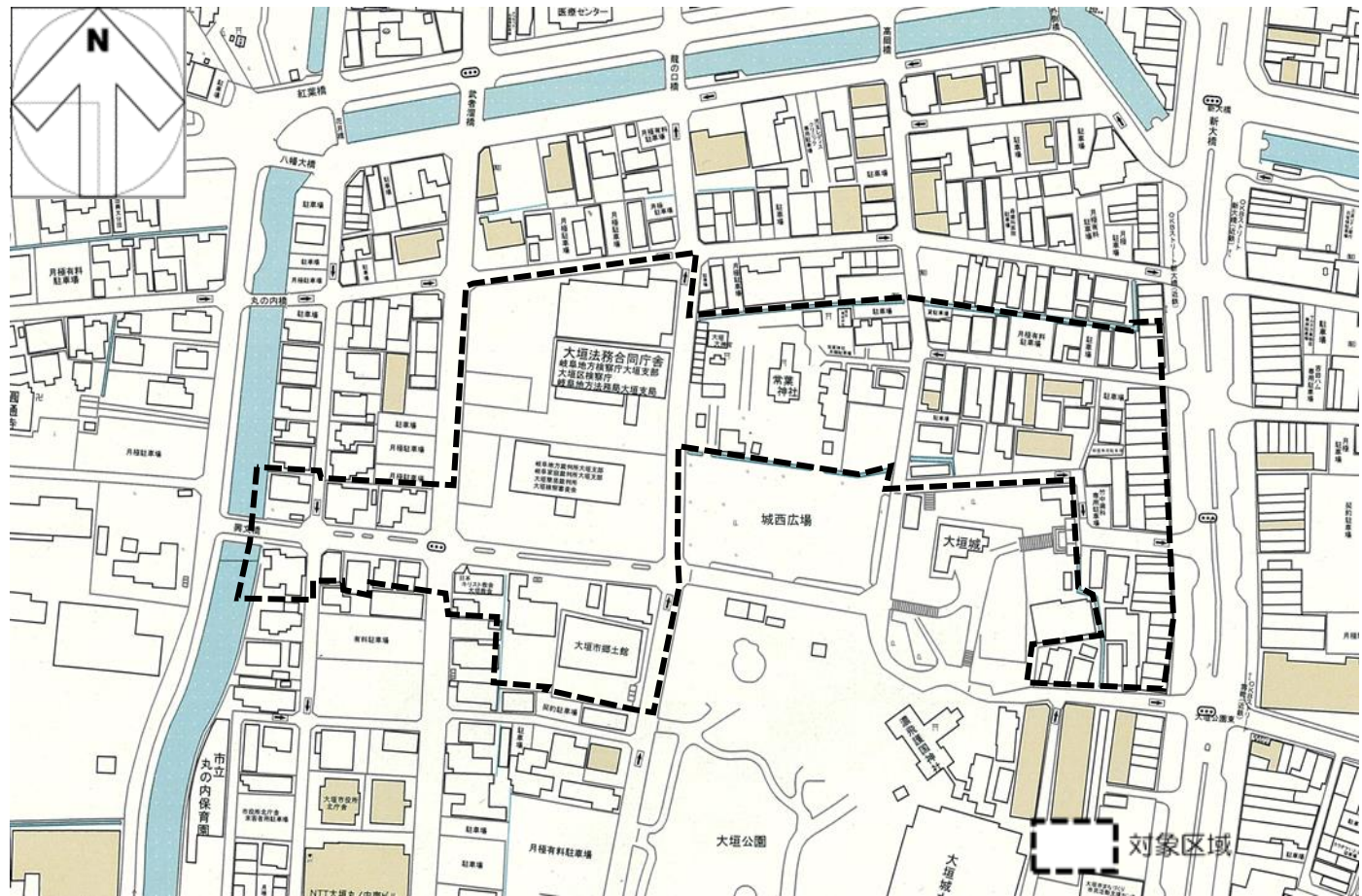
■修景イメージイラスト (町家)



範囲	右図の破線で囲った範囲を、天守周辺の良好な景観形成を図るために「城郭・武家屋敷景観形成重点地域」として指定
高さ制限	天守展望室の眺望を確保するため、建築物の高さを地盤面から20m以下に制限
修景基準	城郭・武家屋敷通りの風情を醸す景観を誘導 外構（門、漆喰塀、板塀、生垣、石垣など）を中心に誘導 駅通り沿いは商業地域を考慮し、町屋風の景観を誘導
補助	修景基準に基づいた整備に対し、修景補助金を交付



■大垣城郭復元図と正保城絵図



景観形成重点地域

城郭・武家屋敷景観形成重点地域の景観形成のイメージ



■修景イメージパース



■丸の内 旧戸田家別邸・門は現大垣城東門
(昭和初期) (大垣市図書館 所蔵)



■外側町(東外側町か) 水門川沿いの様子
(昭和初期) (大垣商工会議所 所蔵)



■西外側町 水門川沿いの様子 (昭和初期)
(大垣商工会議所 所蔵)



■藤江町 旧江馬家住宅 (撮影時期不明)
(大垣市図書館 所蔵)

景観形成のための行為の制限

建築物や工作物などを建てる時のルールの中で、「色彩」「形態・意匠」「緑化」「素材」などの項目で、良好な景観形成のための基準を定めています。

また、市内全域の行為の制限に加え、5つの景観形成区域区分ごとの行為の制限を定めています。城郭・武家屋敷景観形成重点地域では、市内全域における行為の制限、大垣城周辺の情景区域における行為の制限に加え、以下の制限が適用されます。

建築物													
高さ	・建築物の最高の高さは地盤面から 20m以下、大垣城天守展望室からの眺望を阻害しない高さとする。 ・ただし、この景観形成基準の適用の際、現に存する建築物又は現に工事中の建築物の建築で、やむを得ないと市長が特に認めたものについては、この限りではない。												
配置	・道路に面する壁面の位置は、建物が通りに突出しないようできる限り敷地の奥に配置するようにし、「外構」で修景を行うよう配慮する。												
色彩	・外観の色彩は、色相ごとに下表の彩度以下とする。		以下の色彩については、この限りではない ▽アクセントとして壁面ごとに 10%以下の面積で使用する場合。 ▽自然素材に彩色を施さず使用する場合。 ▽最重要視点場及び重要視点場、天守展望室から見た時に、視認されない部分に使用する場合。 ▽神社仏閣等、伝統的な様式によるもの。										
	<table><tr><th>区分</th><th>色相</th><th>彩度の上限値</th></tr><tr><td>1</td><td>R (赤) 又は Y R (橙) 系</td><td>6</td></tr><tr><td>2</td><td>Y (黄) 系</td><td>4</td></tr><tr><td>3</td><td>その他</td><td>2</td></tr></table>	区分		色相	彩度の上限値	1	R (赤) 又は Y R (橙) 系	6	2	Y (黄) 系	4	3	その他
区分	色相	彩度の上限値											
1	R (赤) 又は Y R (橙) 系	6											
2	Y (黄) 系	4											
3	その他	2											
形態・意匠	・外観意匠を極力和風基調のデザインとし、洋風、その他の意匠の建築物の場合は、歴史・文化を感じさせる質の高い落ち着いたデザインとし、周辺の建築物との調和に配慮する。 ・道路から見える外観のデザインは、全ての壁面で正面の外壁と同様の材質を使用するように配慮する。												
素材	・反射性のある素材は、避けることとする。												
敷地内の緑化	・道路沿いなどの景観を形成するうえで効果的な場所の緑化に努める。 ・緑化にあたっては、周辺の植生と調和のとれた樹種の選定に配慮する。												
工作物													
外構 (門・塀)	・城郭、武家屋敷の雰囲気や醸し出す和風のデザインとなるように配慮する。 ・防火地域、準防火地域の建築基準に沿った、門、板塀、土塀、漆喰塀、生垣、石垣などを使用することに配慮する。 ・道路に面した門・塀等は、周囲の外構の門・塀等と位置を揃えた和風の趣のあるものを設け、まちなみの連続性に配慮する。 ・擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮する。												
駐車場・車庫	・車庫、駐車場を道路に面して設ける場合は、和風の趣のある門、塀や生垣等を設けるなど、道路から目立たないよう景観上の配慮を行う。 ・立体駐車場は、周囲のまちなみと一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。												
高さ	・最高の高さは、地盤面から 20m以下に配慮する。												
色彩	・外観の色彩は、建築物に準ずるが、道路から容易に見ることができる工作物は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩となるように配慮する。												
付属設備	・空調設備の室外機等は、道路等から容易に目立たない位置に設置、配管するように配慮する。ただし、暖色系の低彩度の色彩とするなど、周囲のまちなみとの調和に配慮した場合はこの限りでない。												
自動販売機	・景観に配慮し、外装の色彩は、茶色系又はベージュ系とし、周囲のまちなみとの調和に配慮する。												
屋外広告物	・自家用以外の看板等は、設けないこととする。 ・表示面積は一つの事業所で合計 10 m ² 以下となるように配慮する。 ・素材及び色彩は歴史的な趣のものとし、まちなみとの調和に配慮する。												

景観形成重点地域

届出対象行為

景観形成重点地域では、次のような場合、工事着手日の 30 日前までに市への届出が必要です。

■景観形成重点地域共通の届出対象行為

区 分	届出対象行為
建築物	・延床面積が 10 m ² を超える建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	・工作物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
土地の形質の変更	・土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの ①変更に係る土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの ②変更に伴い生ずるのり面、よう壁の高さが 3m を超え、かつ、長さが 10m 以上のもの
堆 積	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が 300 m ² 以上のもの
木竹の伐採	・行為に係る面積が 1,000 m ² 以上のもの

■行為の届出における要件の比較

項 目	景観形成重点地域以外の地域	景観形成重点地域
建築物 高さ	15m超	—
建築物 延床面積	1,500 m ² 以上	10 m ² 超
工作物	15m超	すべて
土地の形質の変更	3,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
堆 積	500 m ² 以上	300 m ² 以上
木竹の伐採	3,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上

大垣市都市計画部都市計画課 景観整備グループ

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

TEL 0584-47-8694（直通）・0584-81-4111（代表）

FAX 0584-81-4869

E-MAIL toshikeikakuka@city.ogaki.lg.jp

発行 令和7年3月